

第四十三回 参議院法務委員会會議録第十四号

昭和三十八年五月二十三日(木曜日)
午前十時五十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 島島徳次郎君
理事 後藤 義隆君
松野 幸一君
稲葉 誠一君

委員

大谷 實雄君
杉浦 武雄君
中山 福蔵君
小宮市太郎君
柏原 ヤス君
山高しげり君
岩間 正男君

國務大臣

中垣 國男君

法務大臣

野本 品吉君

政府委員

法務省民事局長 平賀 健太郎君
法務省刑事局長 竹内 壽平君
法務省矯正局長 大澤 一郎君

事務局側

常任委員 西村 高見君
会専門員

本日の會議に付した案件

○商業登記法案(内閣提出)

○商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案(内閣提出)

○検察及び裁判の運営等に関する調査(行刑に関する件)

○委員長(島島徳次郎君) それでは、ただいまから法務委員会を開会いたします。

商業登記法案及び商業登記法の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律案を一括して議題に供します。

両案に対して御質疑の御ありの方は、順次御発言を願います。

○岩間正男君 この前に続いて簡単に伺いたいと思いますが、外国会社の問題があるわけですが、外国会社の数は現在何社ぐらいあるわけですか。今後自由化が進むにつれてふえると思うのですが、こういう点についてどういうふうに把握しておられますか。

○政府委員(平賀健太郎君) 外国会社の数字が何社というよりは、ちよつと今のところ把握いたしておりませんが、外国会社関係の登記の件数につきましては、お手先に提出してございます「商業登記法制定に関する資料」の二百八十六ページの「商業登記件数表」に外国会社関係の件数をあげております。この表で一番最近の例で申し上げますと、昭和三十六年度に六百七十七件という数字が出ておるわけでございます。

○岩間正男君 これは、今後外国会社はふえるというふうに考えられるのですね。登記の件数もしたがって今後増加するといふふうに考えるのですが、どういふふうにお考えになるのですか。

○政府委員(平賀健太郎君) その点につきましては、この表にもございますように、たとえば三十四年度でございまして四百七十五件、三十五年度は五百

五十四件、三十六年度は六百七十七件というふうに、過去におきましては次第に増加する傾向がございまして、今後とも仰せのようにならざるを得ないかと予想いたしております。

○岩間正男君 次に、日本の会社がアメリカでどういふ待遇を受けておるか。これは日本でアメリカの会社が待遇を受けているその問題と平等の関係になっていきますか。国際平等の立場に立っていますか、こういう登記手続などか、この点について検討されましたか、どうでしょうか。

○政府委員(平賀健太郎君) 日本の会社がアメリカに進出した場合は、私もアメリカの取り扱いの詳細を存じておりませんが、アメリカでは各州で会社の設立に関する、日本ではいへば会社法に相当するものを各州で持つておるわけでありまして、各州でもつてその州の定める手続に従うわけでございます。アメリカでは、御承知のとおり、会社の設立については許可主義がとられております。アメリカの内国の会社につきましても許可主義がとられております。日本の会社が進出をいたしましてそこに支店を設けるといふようなことになりましたと、やはり州の政府の許可を得て支店を設置するといふことになっておるわけでございます。

日本では、御承知のとおり、いわゆる準則主義で、商法の規定に従いまして設立行為が行なわれますとその会社が設立するわけで、国の許可というものが要らぬわけでございます。この点、アメリカと日本の法制が違つておるよ

うに私も大体承知いたしております。

○岩間正男君 これは外交上の問題にもなると思うんですが、私は、このたびの法改正をするにあたって、こういう国際的な関係についてもやっぱり調査されて、その上に立つてあくまでも国際平等の原則を貫くという立場でこの問題の処理をするということが日本の立場じゃないかと考えるわけですが、今の御説明によりますと、許可主義になっておる。それから日本では登記すればいい、こういうことになっておるわけですか、そのこところは平等な関係になっていないと思うんですが、日本の商社の場合だつて向こうではいろいろ選択をし、さらにそれに對して許可を与える権限を持つておる、こういうことになるわけですか、非常に制限されてくるわけですか。

これは明らかだと思ふんですね。そうすると、こういう問題をどういふようにな法律改正にあつて同時にやはり問題にあげて、そうして日本の不利な立場というもののについてはあくまでも国際平等の立場を貫くように努力してほしいと思うんですが、法務大臣はどうお考えになりますか。これは外交上の問題でもありますから、ここで外務大臣にむしうお聞きすればいい問題かもしれないんですが、きよりは法務省としての立場として、こういう立法にあつてそれだけの心がまえがほしい、こういうふうに思ふんです。

○國務大臣(中垣國男君) お答えいたします。

前後の質問の内容等につきまして私が十分把握していない点等から、あるいは見当違いのお答えになるかもしれませんが、今民事局長から私いろいろ聞いてみましたところ、アメリカと日本は、法人会社等の設立に対するそれぞれ国内法が根拠が違つておる。そういう点から、アメリカにおきましては、アメリカ人の会社設立そのものが許可事項になっておる。そういう点が日本と違つて、日本がアメリカと同じような、条約の双務協定のようになつて、内容の中で公平に行なわれるべきじゃないかという御意見のようでございますが、まあアメリカだけでなくて、各国との問題等も考慮に入れますと、経済事情や諸制度の違つたこと等によりまして、やはり今すぐ平等というところでなくて、慎重に検討をすべきものではなからうかと、さうに考えております。

○岩間正男君 それは外交上の問題で、主として外務大臣にお聞きすればいい問題だと思ふんですが、あまり深入りしませんが、私が特に心配しているのは、自由化がどんどん進められる、そしてこれに伴つて日米友好通商航海条約なんかも改定される。これとからんで、外資法だけ改正しても押え切れなくなるんじゃないか。つまり、外資導入がどんどんされて、そしてアメリカの金融支配というものが非常に強化されてくる。これは私がよくぞ申し上げる必要はないと思ふんです。

ね。そういう問題ともからんで、大蔵省などが商法を改正しようとしておる、こういう動きがあるのではありませんか、どうも、こういうものとの関連で、この登記法を立法趣旨に基づいてその観点から貫くという点が必要じゃないかと、こういうふうに考えるわけですか、アメリカの、ことに外資の支配というやつは、やはり日本の独立の問題とも深い関係を持つ問題ですから、しかもそれが登記にあたつては向こうには非常に有利な条件を与えている、日本の商社はアメリカでは許可制になつて制限されるということになりますと、国際平等と友好を貫くという立場からはこれはまずいんじゃないか、こういうふうな考えられるのであります。この点について、これはどういふふうに把握しておられますか。今の商法の改正の問題、それから最近の自由化に伴う問題、それから日米友好通商航海条約改定との関連、こういう点でやはりこの登記法の問題は明らかにしておく必要がある、こう思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。

商業登記法は、岩間さん御承知のとおり、手続等の問題に対する規制でありまして、別に経済政策、外交政策といったような大局的立場からの問題はほとんどこれには考慮されてないといふ私も実は率直に認めます。それらの問題については、やはり国の政策といったしまして外交政策、経済政策等の上から検討してみることが必要であらうかと思ひます。

○岩間正男君 先ほど申しましたように、これは外交のところでは根本はさ

る問題ですから、あまりここで論議しようとは思わないのでありますが、ただ、その方針がはっきりしないために商業登記法の中にも、手続上とはいひながら、この手続ではアメリカの場合と日本の場合と平等でないものがある。その点は、やはり一つ大きな問題として今後追究してほしいと思ひます。もう一つ最後にお聞きしますが、第四章の雑則によりまして、審査請求について規定されているのです。これは登記官に提出することになっているわけですが、審査請求は、登記官自身がミスをやつた場合、その場合の審査になつてゐるので、こういう場合に、審査請求を自分自身のミスが明らかにする場合は起るのじゃないか。こういう場合に救済規定があるのかどうか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) ただいまの御質問の趣旨は、この法案の第四章の雑則の百五十五条におきまして、「審査請求をするには、登記官に審査請求書を提出しなければならぬ。」ことになつてゐるのであります。登記官が審査請求を握りつづけるというよりなおそれはないかという御質問の趣旨のようにお伺ひいたしますが、従来の取り扱ひにおきまして、そういう事例は絶無でございます。

なぜその処分をいたしました登記官に審査請求書は提出しておるか申しますと、審査請求が提出された登記官は、もう一度自分のやりました処分について再考をすることができるようであります。審査請求が提出して、なるほどこれは自分の処分が間違つておつた、た

とせば、申請が不適当であるというので却下処分をしたけれども、審査請求が提出された資料を見ますと、自分の考えが間違つておつた、これは受理すべきものであつたというので受理をするということもあり得るわけでございます。訴訟法などでは再度の考案などというものを申しておりますが、そういう機会を与える要があるわけでありませう。

それから、もしかりに仰せのように審査請求をしたのに握りつづけて、法務局長、地方法務局長のほうにそれを送付しないということがありますれば、審査請求をした人は、法務局長、地方法務局長に監督権の発動を促しまして、こういう事例があるということと直接法務局長、地方法務局長に申し出るということが可能であるわけでありまして、監督権の発動を促すということによつて救済ができると思ひますのでございませう。

現実の問題として先ほど申し上げましたように、そういう握りつづけるという事例は従来ございませう。

○後藤義隆君 ちよつと関連してお伺ひいたしますが、外国法人の登記は主としてどういふ国が登記をしておりますか。アメリカだけですか、それとも、アメリカ以外にどういふ国が登記しておりますか。

○政府委員(平賀健太君) これはいろいろございまして、統計表を持ち合わせませんので非常に残念でございますが、アメリカが多いようです。そのほかに、イギリスでございますとか、ドイツでございますとか、ヨーロッパの国々もかなりあるようでございます。

○後藤義隆君 先ほど、アメリカの例は法人の設立について許可制をとつておるといふことであるが、今のお話のイギリスとかあるいはフランスとかドイツとかそういうようなヨーロッパのほうはどうですか。日本と同じふうな届出になつておるのですか、それとも許可制になつておるのですか。

○政府委員(平賀健太君) 私も詳細勉強をいたしておりますが、大体ヨーロッパの大陸諸国は日本と同じように準則主義の国が多いのでございませう。ドイツでございますとか、ただいま申しましたオランダでございますとか、大陸の国には準則主義が多いと思ひますが、イギリスは、アメリカなんかと同じに、やはり会社の設立につきましても政府のライセンスをもち、政府の許可制をとられておると私は承知いたしております。

○岩間正男君 今の問題は、まあきょう法案がかりに上がったとしても、これはやはり明らかにしておく必要があると思ひます。これは単に手続上の問題といつて済まされたい問題があると思ひます。この背後にはやはり外交方針の問題があるわけですから、もう少し検討して、件数なんかの内容を出していただけますか。つまり、外国の、さつき六百幾らですか、そのうちアメリカ幾ら、イギリス幾ら、西ドイツ幾ら、そしてその国内法の今言つたように許可制の場合とそうでない場合、そういうことの概略を……。

○政府委員(平賀健太君) 内国の会社につきましてもは会社数を一応調べたものがございませうが、外国会社は数も非常に少ないこととございませうし、登記所の事務量としてもこれは非常にわず

かな量しか占めておりません関係で、この国の会社が幾ら申請しまして登記をしてゐるという統計表は実は作つてないのでございませう。私もそのほうでとりまき統計表は不動産登記、商業登記、両方通じておつておるのでございませうが、非常に調査項目が多い関係で、なるだけ法務局に負担をかけない、現実には煩瑣な統計報告を要求につきましてもは煩瑣な統計報告を要求しないという建前をとつております関係で、外国会社につきましても、実は詳しい統計をとつてないのでございませう。もしそれが必要であるということとでございませうれば、各法務局にその調査を命じて数字を取り寄せるということになります。それは若干時間がかかることになつておるのでございませう。

○岩間正男君 きょうでなくていいのですけれども、あとで出していただけますか、調査をして。

○政府委員(平賀健太君) 外国会社の登記といふのは、すぐわかりますとお伺ひ、いなかの小さい登記所の管轄範囲にないわけでございます。やはり東京でございますとか、大阪でございますとか、非常に登記件数が多いわけでございます。サンプル的に、そういう東京でございますとか、大阪でございますとか、あるいは横浜、神戸、そういう登記所に照会すれば、これはもちろんわかるわけでございます。アメリカ系の会社が幾つ、英国系の会社が幾つということが、ただ、現実の問題として、これらの登記所は非常に多忙な登記所でございますので、一々登記簿を調査しまして数字を調べるとい

ことになりまして、相当の時間をいた
だきませんと現場に非常な負担をかけ
るということになりますので、ある程
度の時間のお許しをいただければ調査
をいたさしたいと思います。

○岩間正男君 それでけっこうです。
ただ、そういう統計をお持ちになつて

も、私は法務省として差しつかえない
のではないかと、持っているのがほん
うだと思ふのです。そういうことか
らいいにしても、私は今すぐという
ことではありませんから、そのうちで
けっこうですから、参考までにお願
いしたいと思います。

○松野孝一君 私は、ちょっと事務的
なこと、二、三お尋ねしたいのです
が、この商業登記法案の二十四条の第
十号ですが、「登記すべき事項につき
無効又は取消しの原因があるとき」、
こういう場合には「申請を却下しなけ
ればならない」と、こういうふうにな
つておりますが、法務省で出してお
られる「商業登記法案条文説明」によ
りますと、「第十号は実体上の却下事由」
というふうになつておりますが、これ
を具体的にどういう内容の審査をなさ
るものか、ちょっとそれをわかりやす
く説明していただきたい。

○政府委員(平賀健太君) この登記法
案全体の趣旨をいたしましては、申請
書に添附書類が付きました登記の申請
があるわけでございます。そして、申
請書の記載事項の内容、それから各種
の登記につきまして添附すべき添附書
類というものをすつとあちこちで規定
いたしておるわけでございます。それ
から、登記所に登記簿があるわけで
ございます。登記官としましては、そ
ういふ申請書、添附書類、それから登記

簿、これを資料にいたしまして調査を
いたすわけでございます。それだけの
資料で調査した結果、この申請には無
効の原因があるというふうに認められ
る場合には却下をするということな
のでございます。

○松野孝一君 具体的に、たとえば無
効の原因というのは、どういう場合に
に、その添附書類とか申請書がどうい
う場合にそうなりますか。

○政府委員(平賀健太君) たとえば、
取締役の変更があつて、総会で取締役
を選任しまして、取締役が変更したと
いうので役員の変更登記の申請が出て
くるわけでございます。それには総会
の議事録が添附書類に付いてくるわけ
でございますが、その議事録を見ます
と、総会に出席すべき株主の定足数が
欠けておるか、あるいは、出席株主
の過半数の決議で役員を選任するわけ
であります。過半数に達していない
というふうなことがわかる、まあそ
ういふ場合、これは取消しの事由にな
るわけでございます。一例を申し上げま
すと、まあそういう場合でございます。

○松野孝一君 そうしますと、登記官
は、申請書類に記載された事項あるい
は法定の添附書類に記載された事項で
なお疑いがあるといつてさらに別個な
書面の提出を要求するということがな
いわけですか。

○政府委員(平賀健太君) それは原則
としてできないわけでございます。

○松野孝一君 この商業登記法案の百
二十条に「この法律に定めるもののほ
か、登記簿の調整、登記申請書の様式
及び添附書面その他この法律の施行に
関し必要な事項は、法務省令で定め

る。」とありますが、この省令によつて
新たに添附書面以外の書面の添附を要
求するということはないのですか。

○政府委員(平賀健太君) この百二十
条におきましては、添附書面につきま
しても必要な事項は法務省令で定める
ことができるということになつており
まして、この法律で具体的に定めて
ございます添附書面以外の新しい添附書
面というものが省令で定められる可
能性があるわけでございます。しかし
ながら、ここで言つておりますのは、
おもに考えられますのは、会社の定款
なのでございます。御承知のとおり、
株主総会の通常の決議の場合でござ
いますと、議決権の過半数を有する株主
が出席して議事を開くというものが商
法の原則なのでございます。ところが、
定款の定めによりまして、この定足数
を下げることでござります。この定足
数でござります。そういう関係
で、もし定款に特別のそういう定めが
ござりますと、商法の規定に定めてお
りますところの定足数以下の定足数で
いいということになつておるとすれ
ば、この定款をやはり出してもらいま
せんと、はたして総会の決議が定款の
規定に基づいて適法に定足数を満たし
ておるかどうかということが判断で
きない場合があるわけでございます。

たとえば、出席株主の議決権を調べて
みますと、総株主の議決権の三分の一
しか出席していないことになつておる。
商法では、過半数の議決権を有する株
主が出席しなくちゃならないというこ
とが原則でござりますので、はたして定
款にそういう定めがあることによつて
適法に総会というものが成立している
のかどうかということがこれは疑念が

出ますので、そういう場合には定款を
出させる。まあおもなものはそれに
あります。でありますから、これはい
わば総会の議事録の添附書類——添付
書類の添付書類というふうな関係にあ
るものでござります。そういうよう
なごく特殊なものだけをこの省令で規
定しようということなのでございま
す。そのほかの各種の登記について常
に必要な、大体それがあれば間に合う
というふうな添付書類、これは全部法
律の中で列挙いたしてござります。

○松野孝一君 この商業登記法案は、
附則で「昭和三十一年四月一日から施
行する。」ということになつておるか
ら、まだ相当の余裕期間を持つてい
るわけですが、これに伴つての法
案の百二十条に規定する法務省令案で
すが、この具体的内容なんかは御検
討になつてきておるものですか。

○政府委員(平賀健太君) これは目下
検討いたしております。それから現行
法の非訟事件手続法のもとにおきま
しても商業登記規則という省令がきて
おります。これは手続の細目を規定
いたしておりますが、規定それ自体と
いたしましては現行の商業登記規則と
そう違わないと思ひます。問題は、た
だ登記簿の様式につきまして私ども今
非常に苦心をいたしております。と
在来の登記簿の様式のままではござ
います。これを何とかと合理的
なものにしたい。それからこの委員会
でも御発言がございましたが、ファイ
リング・システムのようなのを取り入
れることができないかという御発言も
ございました。その点も私も考えま
して、これは登記簿の様式と直接関連

する問題でござりますので、そういう
点も考慮に入れます。様式を非常に
近代的な理想的なものにしたいとい
うことで目下努力をいたしておる次第
でございます。

○松野孝一君 この商業登記法案がで
きるといふと、残つたのは、非
訟事件手続法には、民法法人ですか、
そのほか若干残るわけですが、これは
そのまゝにしておくつもりですか、
あるいはまた、何か別個にお考えにな
る御予定でありますか。

○政府委員(平賀健太君) 民法法人そ
の他の各種の法人につきましては、今回
はさしたあたりこの商業登記法の改正に
伴ひまして、あるいはまたこれに関連
いたしまして同様に合理化すべき点
がござりますので、その点は関係法令の
整理等に関する法律案で実は措置を
いたしたのでござります。たとえば、法
人の登記の申請人をどうするか、主
たる事務所を移転した場合の手続、あ
るいは合併の手続その他におきまして、
この商業登記法案の趣旨にならしま
して同じく合理化を行なつたのでござ
ります。ところが、民法法人その他の法
人につきましても、法人登記の通則法
的なものがやはり必要なのではない
かということ、これも数年前から
検討いたしておるものであります。と
ころが、それをやりますと、どうしても
やはり民法その他の実体法の関係で検
討しなくちゃならぬものが多々出て
参ります。そうなりますと、法務省の
ほうにおきましても法制審議会では
り慎重に検討していただかなくちゃ
ならぬというふうなことになるので
、さしたあたりまして今回は商業登記
に主たる眼目を置きまして、法人登記

の根本的な改正ということはお検討をさせていただきますというふうな考へておられる次第でございます。

○松野孝一君 もう一、二点お伺いたいのですが、今回の商業登記法案には閉鎖登記簿について規定していないようでありまして、これはどういふふうになさるうとするのですか。

○政府委員(平賀健太君) 現行法には、ただいま仰せのとおり閉鎖登記簿の規定があるのでございますが、現行法も、これは不動産登記法のほうで閉鎖登記簿というのでございまして、それになりまして閉鎖登記簿という規定が入ったのでございまして、不動産登記法とは違ひまして、非訟事件手続法ではその閉鎖登記簿が一体何なのかというところが全然明らかになっていないのでございまして、で、この法律案におきましては閉鎖登記簿というのを法律の表に出すことはやめましたのは、閉鎖登記簿というものは、要するに、商号にしましては会社の登記につきましても同じであります、消滅の登記をした場合に、全部抹消した場合には、その登記用紙をはずしまして、いわば死んだ登記をし、これを一冊の簿冊におさめるといふことなのでございまして、なるほど全部抹消はしてございすけれども、これもやはり登記用紙は登記簿の一部であります。それも登記簿の一部であるわけでございますので、この法律案のもとにおきましては、現行制度のもとで閉鎖登記簿と申しておりますものもこれは登記簿というふうな觀念いたしまして、特に閉鎖登記簿という規定はおかない。ただ、実際の取り扱いにおきましては、全部を抹消しました登記用紙はこれは別

冊にいたしまして、現行法の手続と同じように閉鎖登記簿式のものを実はできるわけでございます。理論的にそれでそう不都合はございませんので、いきなり閉鎖登記簿というふうなわけのわからぬものを法律の上に出すよりも、これは全部を抹消した登記用紙は別に別冊にすることができるといふような規定を省令の中へ置けばそれでいいのじゃないかというふうに考へておるわけでございます。

○松野孝一君 そうすると、今の御説明ですと、閉鎖登記簿という名前はずけないけれども、従来どおりやはり消滅した登記を別個に編綴して、二十年保存させておく、そういうことでございすか。

○政府委員(平賀健太君) 結局そういうことになりまして、その保存期間なんかもやはり省令で、現行法でも採用しております省令で定めることになりまして、そういうことになるわけでございます。

○松野孝一君 それから商号の仮登記ですが、法案の三十五條の四項に、「商号の仮登記をするには、政令で定める額の金銭を供託しなければならない。」とありますが、いずれこの額は政令で定められることと思ひますけれども、どういふお見込みでございすか、この額についてちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(平賀健太君) この供託の額でございますが、そもそも金銭の供託をさせます趣旨は、商号の仮登記というものがあまり乱用されずと、これはかえつて弊害をもたらします。また、この額があまり高うございすすと、商

号の仮登記をすることが非常に困難になるという關係もございまして、私どもの現在の考へでは、最高十萬圓ぐらいではどうだろうかというふうな考へるわけでございます。で、この仮登記の予定期間というのには「三年をこえることができない」ということになつております關係で、三年の場合だったら幾ら、二年の場合だったら幾ら、一年の場合だったら幾らという工合に差等を設けたほうがよくないか、そうして最高十萬圓ぐらいにしたかどうか。たとえば、一例を申し上げますと、予定期間が一年の場合には五萬圓、二年になれば八萬圓、三年一ぱいの猶予期間をとうとうという場合だったら十萬圓、こういふふうにしただうであらうかというふうな考へておるわけでございます。

○委員長(鳥島徳次郎君) ちよつと速記とめて。

○委員長(鳥島徳次郎君) ちよつと速記とめて。

○委員長(鳥島徳次郎君) 速記をつけ下さい。

他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないと思ひます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

計算規定に關する商法の一部改正、あるいは予想される商法改正の動きなどとおあわせ考へれば、池田内閣のいわゆる新産業体制確立の一環として整備されてきたものであることは明らかであります。経団連の要望が本法改正の動機であり、それに即応して本法が作られたことも、このことをはつきり物語っております。

これを實際の運用面について見ると、その対象は大企業や独占資本を主とした株式会社や登記に關するものがその大部分を占めております。手続規定を定めたものであるから、むしろ中小企業も若干の便益を受けることは事實でありましよう。しかしながら、自由化、外国資本の進出等とともに、企業の合併、販賣網の拡大、地方進出などが大独占の手で進められていくとき、特に大企業がその利益を受けることは明白であります。鉄鋼、海運など戦略産業全般にわたつて目下進められようとしている企業合併は、今後さらに特定産業振興臨時措置法などによって国家権力の発動あるいは手厚い幾多の保護を受け、一方、中小企業の犠牲と押えつけによつて遂行されるであらう。

このような事情を考へに入れるとき、年々増加の傾向をたどっている登記の事務量は、本法によつて軽減されるどころか、ますます増加するであらうし、それに伴うかかわらず、法務局の登記事務を担當している職員への待遇は一向に改善されず、設備の充実も予算不足を理由に拒否されていることをあわせ考へますと、抜本的な登記事務の体制を確立することなしに本法の施行は非常にゆがめられたものになる

ことは明らかです。日本共産党は、かかる独占大資本本位の労働過重を労働者に押しつける法案には反対せざるを得ないのであります。

○稲葉誠一君 この二つの法案について要望すべき点を申し上げます。

一つは、商業登記制度は、今回の法案にもかかわらずなお諸外国の例に比して改善すべき点が多々ありますので、この点については十分留意を願ひたいということが第一点です。

第二点は、法務局、特に登記關係に従事する人員がはなはだしく不足をいたしておりますし、そのために利用者にいろいろ不便を与えておる点が多いのであります。なおかつ、その待遇もきわめて不十分でありますから、こ

いう点について十分留意をされたい。このことを要望として申し上げます。

本法案に対しては、特に申し上げることもありませんので、賛成をするわけです。

○委員長(鳥島徳次郎君) 他に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないと思ひます。

それでは、これより採決に入ります。商業登記法案及び商業登記法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案を一括して問題に供します。両案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(鳥島徳次郎君) 多数でございます。よつて、両案は、多数をもつ

【賛成者挙手】

【賛成者挙手】

てそれぞれ原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鳥島徳次郎君) 御異議ないと認めます。よつて、さうに決定いたします。

○委員長(鳥島徳次郎君) 次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず、小宮君から、刑務所における被収容者の処遇に関する件につきまして質疑の御要求がありましたので、これを許します。

○小宮市太郎君 これは、昭和二十二年の五月二十日、福岡市内で発生した事件でございますが、当時やみ屋敷としてたいへん騒がれた問題でございます。十六年前のことでございますが、昨年の十一月ごろからある新聞が取り上げましてこれを報道いたしましたし、また、今年になっていろいろの新聞が撤回にわたつて書き直しました。また、週刊誌もこれを取り扱つていたようです。法務省は多分御存じだと思いますが、この事件で西武雄、石井健治郎という二人の死刑囚があるようです。この事件の概要をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) お尋ねの死刑確定囚西武雄同じく石井健治郎兩名にかかる事件でございますが、昭和三十一年四月十七日最高裁判所の上告棄却の判決によりまして確定しております。

犯罪事実のあらましを申し上げますと、次のとおりでございます。西と石井の兩名は、黒田利明外三名と共に謀りたしまして、軍服などを売り渡すようにうそを言つて被害者をおびき出してこれを拳銃で殺害してその所持金を強奪しようといふことを考えまして、時は昭和二十二年五月二十日、福岡市内の福岡工業試験場付近の路上におきまして、西らの話を信じて軍服などを買い受けるつもりで同所に参りました中国人の翁祖金と、この取引の仲介をいたしました熊本文造兩名を順次射殺いたしました。翁からは十萬円を強奪した、こつういふ事実でございます。なお、ほかに西につきましては約三十萬円の横領、また、石井につきましては拳銃一丁の不法所持等の事実が含まれて認定されております。これが本件の事実のあらましでございます。

○小宮市太郎君 その後、事件発生が二十二年五月二十日で、第一審判決、第二審判決、上告棄却、その他順を追つていろいろの請求をやつておりますが、その順序を追つてひとつお願いしたいと思ひます。

○政府委員(竹内壽平君) ただいま述べましたのは最高裁で最終的に確定した事実でございますが、この事実関係については変化はございませんのであります。一審、二審、三審の経過を日を追つて御説明申し上げますと、次のとおりでございます。

まず、第一審の福岡地方裁判所におきましては、昭和二十三年二月二十七日判決がございました。兩名に対して死刑の判決でございます。

この判決に対して兩名から控訴をいたしました。昭和二十六年四月三十日、福岡高等裁判所は第一審と同様の事実を認定いたしました。それぞれ死刑の判決を言い渡しました。

次いで兩名から上告の申し立てをいたしました。最高裁判所におきましては、西につきましては昭和三十一年四月二十八日確定し、石井につきましては同年五月四日死刑の判決が確定したわけでございます。この兩名が日時を異にして確定いたしましたのは、西については、自然確定と申します。上告棄却の判決がありましてから一定の日がたちますと確定してしまつては、石井につきましては、さうに判決に対する異議の申し立てをいたしました。その異議の申し立てが棄却になりました。確定したわけであります。そのために確定の日が違つてゐるのであります。

それから後のことでございますが、石井はこの事件につきましてこれまで二回再審の申し立てをいたしました。この再審申し立てはいずれも棄却されておりますが、その経過を申し上げますと、まず第一の再審申し立ては、昭和三十一年七月二十七日福岡高等裁判所に対して請求をし、同年十二月三日棄却になつております。さら

に、同年十二月三十一日最高裁に異議の申し立てがなされておりますが、翌三十二年三月八日右異議の申し立てを最高裁は棄却いたしました。第二の再審は、三十二年六月三日同じく福岡高等裁判所に対して請求を出しておりますが、三十二年十月七日請求棄却、次いで、三十二年十月十九日最高

裁に対し特別抗告を申し立てておりました。それが同年十二月十七日棄却になつておるのであります。御質問があればその再審の請求の理由等をお答え申し上げます。ただし省略いたします。

なお、同人らにつきましては恩赦の申請をいたしております。石井につきましては、昭和三十四年八月十日日本人から出願をいたしておりますが、この恩赦は三十六年十一月二十七日不詮議といふことで処理されております。また、西につきましては、三十六年十一月二十四日日本人から恩赦の出願が——これは減刑出願でございますが、出願が出ておりました。これは昨年の二月一日不詮議の決定になつております。

なお、石井につきましては民事訴訟がございまして、昭和三十一年十月二日福岡地裁に提訴されておりますが、これは三十四年二月二十七日請求棄却になつております。さらに、三月十七日高裁に控訴の申し立てがあり、本年の二月二十五日控訴棄却の判決が出ております。

○小宮市太郎君 死刑が確定してから相当古いほうに属すると思ひます。が、こつういふうちに十年以上いまだに執行されないといふのは、大体何件くらいあります。

○政府委員(竹内壽平君) 死刑の執行がかなり御指摘のようにおくれておるケースがございまして、昭和二十六年中に確定いたしましたもので現在未執行になつておりますものが一名、三十七年が二名、三十八年が三名、三十九年が二名、三十二年が一名、三十三年が一名、まあ古いところではさういふふうになつております。

○小宮市太郎君 事件発生は二十二年の五月の二十日といふことから、また敗戦の混乱時であつたと思ひます。旧刑事訴訟法でさばかれたでもありましようし、また、占領下という特殊な条件もあつたと思ひます。たいへん複雑なものであつたように思われるわけですね。すでにその仲間では服役をしてもう出所した当時の共犯者もおるわけですね。その共犯者たちが、この西それから石井の二人の罪の不当を訴えておりますし、また、教師や大学の教授などの同情者も現れてきて再審請求の準備が進められてゐるというこゝとも聞いておりますが、こつういふ点は御存じでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) 今お話しのような救命運動と申しますか、さういふものを外部の方々が考えられておるといふ話は承知いたしております。○小宮市太郎君 昨年の十一月十八日の読売新聞の報道ですが、それによりますと、「法務省が異例の再調査にのりだし、十七日、法務省刑事局伊藤栄樹参事官が福岡に出張、関係者の事情聴取をはじめた。」これはさういふことがあつたのです。

○政府委員(竹内壽平君) そつういふ事実がございまして、伊藤参事官は私の所属しております刑事局の参事官でございますが、伊藤参事官を福岡に派遣いたしました。教師でありまして古川泰龍師に会つて古川泰龍師からいろいろ事情を聞いたことがございまして、○小宮市太郎君 「異例の再調査」と書いてあるのですが、その異例といふのはどういふことなのでしょう。

○政府委員(竹内壽平君) 新聞報道にはさういふふうには書いてござい

ので、新聞報道者が異例というふうにお考えになったのかと思いますが、当局といたしましては、異例では決してなくて、大臣の死刑執行命令を補佐いたします者としたしましては、あやまちなからんことを期するためにあらゆる努力をいたしまして、精密なる審査をしておるわけでございます。その一つの現われでございます。

○小宮市太郎君 その後の参事官の事情聴取その他が報告されたと思うのですが、その報告というのはいくつあるというふうになったのでしょうか。

○政府委員(竹内壽平君) これは、古川教諭師は、教諭師として死刑囚の勾留中長く接触をしておった人でござい

ますが、この方から、この事件についてはいくつ疑問があるように思つたという趣旨の上申がござつて参りましたので、その内容自体にはどういふ点が疑問であるかというようなことは具体的に何ら書いてございせん。おそろ

く教諭師としての感じを述べたものと思われまして、そのうち長く接触しておりました特殊な地位の方からの上申でございまして、どういふ点で

ございまして、何らか私どもとして見落としてはないか、その点を確認してみたいように思ひまして差し向けたわけでござ

います。しかしながら、その結果につきましては、やはりその古川教諭師の感じという域を出ておらないのでござ

いますけれども、なお、古川師はこまかく書いたものにしてまとめた、こ

ういうことでございまして、そのまとめたものができたならば、なおさ

らに私どもとしては拝見いたしました

審査の資料にしたい、かように考へて

○小宮市太郎君 その古川泰龍さんという教諭師さんは、福岡刑務所の死刑囚の教諭師で、昭和二十七年の十月ごろから推薦されて週に一度くらい熊本

県の名市市立願寺から福岡刑務所に教諭に出ておるのですが、教諭師とい

うのはどういふ手続でなるのでしょうか。

○政府委員(大澤一郎君) 刑務所あるいは少年院等の矯正施設におきま

す宗教教諭に従事していただきます教諭師——布教師とわれわれ呼んでおる

わけでございますが、これは施設の長が選ぶわけでございまして、ただ、われわれ

として、職員じゃございせんので、いわゆる民間篤志家としてお越し願う

わけでございますので、どなたが適当であるかというところは、われわれのほうではわかりかねますので、施設にお

きましては、財団法人日本宗教連盟のもとに都道府県の宗教連盟の支部とい

うのがございまして、その中に設置されております宗教教諭地方委員会とい

うものがございまして、それにお願ひいたしまして、そこで各宗派の適当な

方を御推薦願ひまして、それらの中で適任者に宗教教諭を依頼しておる次第

でございます。

○小宮市太郎君 財団法人日本宗教連盟内に宗教教諭地方委員会というのがあるのですか。

○政府委員(大澤一郎君) つまり、日本の宗教連盟の下に各都道府県の支部がございまして、その中にまた宗教教諭地方委員会という組織ができておる

のでございまして、そこで適当な方を御推薦していただきまして、その中で施設

の長が本人の希望する宗教宗派といふものを選びましてお願いしておるわけ

でございます。

○小宮市太郎君 そうしますと、教諭師には、身分の保障といふものか、何か報酬というふうなものがあるのでしょうか。

○政府委員(大澤一郎君) 旧憲法のもとにおきましては、宗教教諭は、監獄

の職員でございまして、宗教教諭といふ官がございまして、これによりまして収容

者に対する教化活動を行なつてきたわけでございます。ところが、新憲法下

におきまして国が直接的に宗教的活動を行なうことが禁じられましたため

に、国家公務員によります宗教教諭の実施ができないことになりました。

○小宮市太郎君 これは本人から聞いたのですけれども、また、週刊誌にも

載つておつたのですが、年手当五百円というふうに書いてあつたのですが、これは事実ですか。

○政府委員(大澤一郎君) かように国の業務に御協力願つておる教諭師に対して、国といたしましては予算の許す範囲内で車馬賃程度の実費を弁償するといふ形で謝金の支出をしておるわけでありまして、その金額はきわめて僅少なものであります。その点は、

予算に計上されました範囲内で各施設に分配いたしますので、金額はまことに軽少なものであることは御指摘のと

おりでございます。

○小宮市太郎君 非常に僅少々々とおつしやいますけれども、年手当五百円というのには僅少にも度合いがござ

いますか、これは一体どうなんでしょうか。

○政府委員(大澤一郎君) 予算額とい

はしまして計上されておりますのは、刑務所関係で二百二十万、少年院関係

で四十四万、計約二百五十万でございます。教諭師さんの今推薦されてお

ります数が千四百八十五名であります。したがしまして、一人五百円といふこ

とはございせんが、金額としてまことに車馬賃の一部という程度にすぎないわけでございます。

○小宮市太郎君 教諭師については、監獄法ですか、明治四十四年法律第二

十八号、これに基づいてなされておると思うのですが、ずいぶん古い法律の

ようですが、今お話しのように車馬賃にしろ、年間五百円では何もできないですね。こゝろのうちは矛盾もはな

○国務大臣(中垣國男君) お答えいた

します。教諭師の手当といふものは実はないわけでございます。実費の一部を支

弁しているという形ではほんとうにわずかな経費が支払われていると聞いてお

るのであります。これは私もあまりにも少額過ぎるので、何とかこれを是

正しなければならぬといふことは、実はほんとうにまじめに考へてお

ります。また、事務局にもその検討を命じてお

りまして、三十九年度の予算には当然これが改正されるような準備をいた

しているのでございます。

それから監獄法の改正の問題であります。御指摘のとおり、これはも

うでございまして五十年以上になつておりますから、当然改正しなければなら

ないと思つております。法務省といたしましては、今、刑法の改正、それに

刑事訴訟法の改正、監獄法の改正等、非常に大きな仕事を持っていますわけ

であります。できるだけ改正をするよううな方向に準備を進めて参るうちに省

内では意見が一致いたしているの

であります。しかし、いつそれでは改正に着手するかといふことは、実はまだ結論に到達していませんけれども、改正の必要を認めているといふことは全

くあなたと同じ考へでございます。○小宮市太郎君 教諭師のほかに、篤志面接委員といふものもござい

計、かような点につきまして専門的な知識と経験の豊かな方々に助言、御指導を願っているわけでございます。

○小宮市太郎君 この面接委員に対する処遇といいますが、それは一体どういふふうになっておりますか。

○政府委員(大澤一郎君) 処遇と申しますか、これは結局篤志家の方々のほんとうの篤志にお願いをいたしているわけでございます。これは現在まだ制度として大きく取り上げているわけではございません。ただ、刑務所といたしまして将来受刑者が刑を満了して社会に復帰いたします場合にいろいろな問題が現在のままでは解決がつかないというふうな点で始めたものでございまして、いずれこれも制度にのせていきたいとは考えている次第でございます。ただ、実際問題といたしまして、これらの方々には保護観察所の保護司さんのような形で御協力を願っている方々でございますので、刑務所のほうにいたしましては、これらの方々に對して車馬賃実費程度は差し上げておりますが、特段の謝金等の支出はしておりません。

○小宮市太郎君 たいへんども教師といたし、篤志面接委員といたし、篤志家としてという仕事をやっておられると思うのですが、特に今の事件の古川泰龍さんが、石井並びに西が無実、罪状誤認ということで獄中から訴えておる。ところが、二人の受刑者を何とかして救おう、そういうわけで走り回っているという理由で、去る四月八日であったと思いますが、この事件の協力者である神戸大学の塩尻公明教授と一緒に福岡刑務所を訪れたところ、古川さんは、福岡刑務所の松本所長か

ら、あなたがやっていることは教師としての立場を越えておる、この運動を続けるなら教師をやめてほしい、こういう勧告をされたというのですか、こういうことについて御存じであるか、それをひとつお聞きしたいと思

います。

○政府委員(大澤一郎君) 福岡刑務所におきまして古川泰龍師に昭和二十七年以来宗教教誨について御協力願っておることは事実でございます。まして、古川さんに対しては、西武雄、石井健治郎の両名の担当をお断わり申し上げるよう福岡刑務所長から申し上げたことも事実でございます。ただ、教師をやめてしまおうという点につきましては、これは何らかの誤解ではないかと思ひます。われわれといたしましては、古川師はきわめて人格識見の高い方でありまして、他の収容者に対しては引き続き御尽力願うという所存でおるわけでございます。

しからば、なぜこの両名の担当をお断わり申し上げたかと申しますと、いわゆる刑務所の施設が死刑確定者に対しては宗教教誨を実施するゆえんのものは、死刑確定者の信教の自由の保障という面とともに、その者の心情の安定をはかるというところに刑務行政の目標があるわけでございます。したがって、古川師にお願いいたします宗教教誨につきましては、この線に沿いまして、死刑確定者の罪の自覚を促し、もって安心立命の境地に至らしめようというのがその内容でなければならぬと考えるわけでございます。ところが、古川さんは、彼らの無罪を信じ、その助命をはかるために再審のための活動をなされておるのでござ

います。これはわれわれ新聞等で承知したのでございますが、刑務所は、確定しました裁判を正當なものとしてどこまでもこれを尊重しましてその執行に当たらなければならぬのでございまして、したがって、刑務所としましては、かような判決を尊重し執行する建前から、死刑確定者の心情の安定をはかるというところに刑務行政というものの目標があるわけでございます。まして、古川さんの今回の運動というものは、われわれの刑務行政にふさわしくないものと考えられるのでござい

ます。さような意味合いで、この両名に對する担当をお断わり申し上げた次第でございます。

○小宮市太郎君 古川さんは、教師として、無実だと信じている囚人がい

○國務大臣(中垣國男君) 教師がそれぞれ死刑確定者の信教の自由を保障するといふ建前に立ちまして、死刑執行までの間に本人の心情の安定と申しま

すか、安心立命と申しますか、そういう境地に教誨をしていただくことがその目的であるといふこと、これはもう一点の疑いのないところであらうと思ひます。ところが、そういう明らかな職務内容というものが確立しているにもかかわらず、本人がこれは無罪であるといふふうに信じてられて、それを救済するため

がこれを公表をせられ、また、訴えられるというふうな直接的な手段等をとられるといふことになりまして、当然のこととして、教師そのものをお

やめになつていただかなくても、そういう人間関係でありますから、ここに二人の人にとつてこの人の考え方が適切でないといふことであれば、御辞任をいただくといふことが私は当然であらうかと思ひます。

○小宮市太郎君 本人は、そういうふう

これは、私もとしては当然干渉したりなんかする意思はないのでありますが、刑務所の行政を少なくともそのあずかつておる責任者ということになりますと、やはり教誨師は教誨師としてのほんとうの仕事をやっていたきたい、こういうことに私は尽きるところです。

身分の問題が明らかでないという点は、確かに私もそういうことは言えるのじゃないかと思いますが、もとものと、教誨師が置かれるようになりまして、根本の必要性、理由から申し上げても、教誨師を公務員とか刑務所の正式な国家の職員としてやるというのでなくて、奉仕ということであらゆる宗教団体がここに宗教教誨というものを作りまして、そして死刑確定者がみずから私にはこういう宗教の教誨師をよこして下さい、自分はこういう教誨師を希望する、という、そういう自由な希望を申し述べまして、それに応ずる教誨師を派遣しておるといふことで、ここに職員として明らかにすること、いうことになりまして、はたして実際そういう確定者にそういう宗教の自由というような保障をしてあげるために一体確保できるかどうかという実際上の問題もあると思うのです。そういうことと等もありまして、宗教教誨に入っておられる方々の中で拘留所の近くにおられるという教誨師を確定判決を受けた囚人が自分が求めて選ぶのでありますから、そういうことに応ずるには、私はむしろ正式な国家公務員としての職員ではないほうがいい。そのことと、先ほど小宮さんが言われましたもう少し実費弁償等を真剣に考慮すべきではないか、年間五百円とか千円とかいうのは

考えなければならぬじゃないかというそのことは全然別な問題ではないかと思ひますので、今たとえば制度を変えて国家公務員のように分限を明らかにする、という、そういう考えは持つておりません。しかし、先ほど御指摘なさいました実費弁償等のそういうことに對する是正、そういう努力は、これは当然のこととしてしなければならぬと思ひます。そういう意味からの身分関係というものは少し私どもも検討しておりますけれども、制度をいたしまして教誨師を国家公務員の地位にまで持つてくるということは、ただいまのところは考えていないわけでありま

す。○小宮市太郎君 確かに、教誨師を公務員のような形で身分を固定してやるという点になれば、大きな弊害もあると思ひます。この点については大臣と同感であります。しかし、宗教家であるから全く奉仕的に仏様や神様みたいな生活をしていくというものはありませんし、しかもまた、今大臣の言われるとおり、囚人が求めてそういうりっぱな教誨師に教誨をしてもらいたい、こういう求めに應じてやるという点もあるのですから、身分の保障という点については、公務員とは違つた意味の保障の仕方であればならぬと私は思ひます。しかし、さつき申し上げましたように、死刑囚を教誨している場合に、一ぺん確定したのだからお前は何か何でも死ぬんだ、死ぬことのみをお前は考えればよいという教誨でなければならぬのか。あるいは、死刑囚の中にも無実を訴える死刑囚も私はあると思ひます。そういう訴えに教誨師というものがやはり耳を傾け

ていく、そして人間を救つていくという、これも一つの教誨師の務めじゃないかというふうに思ひますが、この点はなかなかよく私も納得のいかなところなんです。こんな点、どうなんでしょうか。○國務大臣(中垣國男君) その点は、もうあなたのおっしゃるとおりに、たとい教誨師であつても、死刑囚であらうとなかろうと、冤罪を着ている者に對してそれを晴らしてやろうという、そういうようなことを考えることは、これは私はもう決して行き過ぎでも何でもないと思ひます。問題は、それを宗教家が証拠であるとか事実であるとかいふ問題を離れて、精神面からこれは無罪なりというのをきめてからかれましてそういう行動を特に拘留所の中であつたやうなことになるますと、他の拘留所に収監されて死刑確定者に対する影響等も非常に大きいものがあつて、むしろ害をなす面も出てくる。それが先ほどから言つたように刑務所行政上という言葉をたびたび使つてゐるわけでありまして、やはり刑務所自体は特に秩序を維持するといふことには細心の注意を払つてゐるわけでありまして、さつき申し上げたことは、逆に非常に刑務所内の秩序がとりにくいような状態にまで発展していくことは今までたびたびその例があるものであります。そういうことにならない方法で、先ほど申し上げましたように、たとえば再審の際のやうなときによりやうなことを書く場合が非常にふえておりました。そういうことがいつの間にか世論のやうな形を作る場合すらあります。でありますから、一そう最近におきましては私も注意深くこれらの人々の管理といふものに

ついては氣を使つておる、こういう状態であります。○小宮市太郎君 時間の関係もあると思ひますから、今の点についてはこのくらいにしておきまして、また次の機会に、少し調べることにあります。きょうはこれで終わります。○稲葉誠一君 二、三点関連して簡単に御尋ねをいたしますが、篤志面接委員が相當のわけですが、これはどういふふうにして任命するわけですか。○政府委員(大澤一郎君) これは、各施設ごとで適當な方を御依頼する形をとつております。○稲葉誠一君 私も篤志面接委員をやつてゐるから、そんなことはよく知つてゐますが、選考委員会を開くわけですね。選考委員会の権限はどういうふうなところにあるのでしょうか。質問の意味は、教誨師の場合やなんかは、そういう選考委員会みたいなものは、やういふ選考委員をどうするか、なしてやういふわけでしょう。篤志面接委員の場合は選考委員会を開く。選考委員会の権限はどういふところにあるのか。また、今の教誨師の場合と任命の仕方が違ふやうですから、どういふわけで違ふのか、お聞きするわけ

です。○政府委員(大澤一郎君) 今お話のございました選考委員会は、部外の教育委員長とかそういう方々をお願いをしまして、どういふ方が適當かというのを選んでいただくしまして、その中で篤志面接委員をお願いするわけでございます。教誨師のほうには、これは各宗教各派がございまして、それぞれ教派につきましても御都合のあることとてござい

ますので、各地の宗教連盟にお願

い

い

い

い

い

をしまして、各派から適任者を御推薦をお願い、その中から適当な方に具体的に各個人の宗教家をお願いするわけでございます。

○稲葉誠一君 関連ですから、きょうはあまり聞きませんで、別の機会にいろいろ刑務所の中の被収容者の処遇に関連してお尋ねしたいと思いますが、私の聞いているのは、今の篤志面接委員の選考委員会の権限がどういふものかというのを聞いておられるわけですか、あるいは、選考委員会で選考をするのか、あるいは、それは単に刑務所長の諮問的な意味しか持つておられないので、そこで別に選考するのじゃないのだというふうなのか、結局、選考委員会を設けているけれども、教誨師の場合とは実質的には違わないのだということか、そこら辺のところはどうなんでしょうか。

○政府委員(大澤一郎君) 結局、選考委員会で御推薦願った中で適当な方々をその問題に応じてお願いするという事になりますので、教誨師をお願いする場合と実質的には同じでございます。選考委員会の決議でまいった人に、きめられて御推薦願った方にはお願いいたしますが、必ずしもその方が必ず一回は来なければならぬという問題じゃなくて、それぞれの分野からの篤志家を御推薦願いますし、その収容者に必要な問題のあることに最も適当な方の中からお願いするという事になるわけでありまして。

○稲葉誠一君 刑務所というのと監獄というのとでは違ひの点ですか。大臣、どうですか。

○国務大臣(中垣國男君) お答えいたします。

これはもうほんとうに稲葉さんの専門の中の専門の話でありまして、私はしろうとでよくわからぬのでありますが、監獄法における監獄を通常刑務所と呼んでおられるのだそうです。今、監獄法の中で、これは憲法違反の疑いがあるとか、憲法違反の問題点があるとか、こういうふうなことでよく問題になります。私はそれが憲法違反だとか何とか断定するのじゃなくて、そういうふうな問題とされておられるのはどういふ点とどういふ点があるのでしょうか。

○政府委員(大澤一郎君) われわれは、特に憲法違反として問題になる点はないと考えて現在執行しているわけでございます。

○稲葉誠一君 法務当局が憲法違反として問題とならないとして執行しているのは、これは現行法ですから、現行法が憲法違反だという疑いがあるというので現行法を施行するのだったら、法務省としていろいろ問題になるから、これは当然だと思ふのですが、そうじゃなくて、いろいろな角度、いろいろな人から、こういう点が憲法違反じゃないかとかそういう問題があるのだといって指摘をされている点があるのじゃないですか。そういう点は、これは矯正局として常日ごろどういふ点が問題になっているのかという点を研究しているのじゃないでしょうか。これは、監獄法の中でどういふ点が憲法違反だというので既決の囚人からいろいろな面から行政訴訟なんか起きてくる例もあるのじゃないですか。そういう点は矯正局としては研究しているはずですよ。どうですか。きょうはその

ことで質問を通告しているのじゃありませんから、これは別の機会にゆつくりやりますけれども、大体こういう点、こういう点が問題点だということはおわかっていませんか。

○政府委員(大澤一郎君) いろいろ行政訴訟等に現れますのは、文書図画の閲覧の問題、あるいは頭髪剪除の問題等がございます。

○稲葉誠一君 これはこれで終わりますけれども、今監獄法の改正問題が起きています。これは、ことに憲法との関連においてどういふ点とどういふ点が問題となっており、それに対してはこういう訴訟が起きている、こういう見解がある、こういう点についてもう少し資料を整理しておいてくれませんか。これは拘留所の中における喫煙の問題、これも憲法違反だとして訴えが起きているので、選挙に関連して、そういうような点をもう少し整備してくれませんか。別の機会に私のほうでまとめて質問しますから。きょうは、これで終わります。

○委員長(島島徳次郎君) 他に御発言がなければ、本日の調査はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。午後零時四十一分散会

五月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、水戸地方法務局出島出張所存置に関する諸願(第二六六五号)
一、福岡法務局小倉支局西谷出張所存置に関する諸願(第二六八二号)

第二六六五号 昭和三十八年五月七日受理

水戸地方法務局出島出張所存置に関する諸願

請願者 茨城県新治郡出島村 長 金塚豊外三千五百四十二名

紹介議員 郡 祐一君

水戸地方法務局出島出張所が六月一日から水戸地方法務局の一方的な計画強行により、土浦支局に統合されるよしであるが、これが実現すると、村行政上はもろもろ出島住民の負担の増大は必至となるばかりでなく、行政の民主化、住民へのサービス強化に逆行する結果となるから、水戸地方法務局の計画を中止させ出島出張所の存置を図られたいとの諸願。

第二六八二号 昭和三十八年五月九日受理

福岡法務局小倉支局西谷出張所存置に関する諸願

請願者 北九州市町 吉田法晴 外一名

紹介議員 熊本 亨弘君

北九州市に設置されている福岡法務局小倉支局西谷出張所の統廃合問題については、さきに福岡法務局長から同局の事務の合理化及び帳簿の一元化作業実施等のため、昨年六月一日から西谷出張所の事務を小倉支局に委任する旨の通知があり、旧小倉市並びに地元住民の強い存置要望の声を代表して、前法務大臣をはじめ、各関係監督官に対し、陳情を重ねたところ、諸般の事情で、その実施時期を本年六月一日まで延期されるにいたつた。従つて、このまま経過すると、本年六月一日から西谷出張所の事務は小倉支局に委任され、同出張所は閉鎖され、実質上廃止同様

となり、地元住民は諸手続をするためには小倉支局まで行かなければならなくなる。しかるに、小倉支局と西谷出張所は約十六キロの距離を有し、交通の便が悪いため地元住民は深く憂慮している。また、同地区は五市合併とともに鉄鋼業団地も進出し、飛躍発展の途上にあり、今後ますます同出張所の事務量は増大するものと考えられるから、地元住民の生活と民意の上になつて、これが存置を図られたいとの諸願。

昭和三十八年五月三十日印刷

昭和三十八年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局